

令和元年松前町規則第2号

松前町特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和元年5月27日

松前町長 岡本 靖

松前町特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

松前町特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成24年松前町規則第5号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="145 560 786 639">松前町特定非営利活動促進法施行細則 様式第4号（第2条関係）</p> <p data-bbox="611 655 674 783">（表） 省略 （裏）</p> <div data-bbox="174 794 1115 1401"><p data-bbox="434 802 864 831">特定非営利活動促進法（抜粋）</p><p data-bbox="230 847 450 877">（報告及び検査）</p><p data-bbox="181 893 1106 1297">第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p><p data-bbox="181 1313 371 1343">2～4 省略</p></div>	<p data-bbox="1144 560 1910 639">松前町特定非営利活動促進法施行条例施行規則 様式第4号（第2条関係）</p> <p data-bbox="1603 655 1666 783">（表） 省略 （裏）</p> <div data-bbox="1171 794 2112 1401"><p data-bbox="1429 802 1859 831">特定非営利活動促進法（抜粋）</p><p data-bbox="1223 847 1442 877">（報告及び検査）</p><p data-bbox="1173 893 2098 1297">第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び<u>仮認定特定非営利活動法人</u>を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p><p data-bbox="1173 1313 1364 1343">2～4 省略</p></div>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。